

平成20年11月27日

規制改革会議 御中

厚生労働省

規制改革会議 重点事項推進委員会
理容師及び美容師資格制度に関する質問事項（回答）

標記について、下記のように回答いたします。

記

1. 不適切な施業を取締る仕組みの改善について

無資格者による施術の取締については、保健所による定期的な立入検査の実施、違反が判明した場合の閉鎖命令、違反者に対する免許を与えないという法的措置、無免許営業に対する罰則などが整備されており、制度の安定性は十分に担保されていると考えている。また、営業者においても「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合活動を通じて法律の遵守に取り組まれており、無資格者による不適切な施術がはびこっているというような実態はないと考えている。

このような状況の中で、御提案のような無資格者の施術を取り締まるための新たな規制を設けるまでの状況にはないと考えている。

なお、御提案の「理容師及び美容師がその氏名及び資格等を明示する仕組み」を導入し、新たな規制を行う場合、その実効性を担保するためには、義務付けと同時に制裁措置を設けることが必要であり、さらに、利用者の視点から顔写真付きなど有資格者であることが特定できる証明書が必要と考えられるが、当該身分を証明するには、資格を付与している国が責任を持って発行することが必要であり、人員の確保が必要となるなど、費用面から問題が大きいと同時に、法的な位置づけが不可欠であると考えている。

また、他の業務独占資格制度とのバランスについても考慮すべきものであり、上記にあるように、特段規制強化の理由がない中で、全ての営業者に対して御提案のような仕組みを導入する必要性・緊急性は乏しいと考えている。

さらに、御提案の仕組みは、基本的なカット技術に特化した資格、理容所及び美容所の重複届出の導入のために規制強化を図ることとなる懸念がある。

2. 理容所及び美容所の重複届出について

昭和22年に「理容師法」が制定されたが、その中で既に理髪（理容）師、美容師という異なる業とされているものである。また、営業施設については昭和23年の通知においても、理髪（理容）と美容の施設はそれぞれ別個に設けなければならないとされていたものであり、理容所及び美容所を別の施設とする取扱いは理容師法、美容師法の主旨・目的に沿って当初より行われており、定着しているものである。

昭和32年の改正は、理容と美容の質的な違いが広がり、薬品等も異なるものが使用されるようになったことなどから「理容師法」「美容師法」という独立した別の法律で規定することとされ、理容師法に基づく理容所と美容師法に基づく美容所において、それぞれの業を行うことを前提とした制度として法律上明確にされたものである。

法律上、理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること（理容師法第1条の2第1項）、美容とは、パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすること（美容師法第2条第1項）とそれぞれ異なる業として定義されている。

また、理容師は理容を業とする者とされ（理容師法第1条の2第2項）、美容師は美容を業とする者とされ（美容師法第2条第2項）ている。このことから、理容師が美容の業を行うことや美容師が理容の業を行うことについては、無資格の行為である。

さらに、理容師、美容師は、疾病等の理由により理容所、美容所に来ることができない特別の事情を有する場合を除き、理容所、美容所以外でその業を行うことが禁止され（理容師法第6条の2、美容師法第7条）ており、理容師が美容所で理容の業を行うこと、美容師が理容所で美容の業を行うことが禁止されていることは明らかである。

理容師法及び美容師法の趣旨は上記のとおりであって、現在、法の趣旨に基づき各自治体において理容所及び美容所に対する指導監督が適切に行われているところであり、現在の法体系において、新たな形態として重複届出を容認することは、現行法で想定されていない営業形態を認めることとなり、既存の理容所又は美容所を同時に美容所又は理容所として開設する届出を行い、手続き上の義務を履行しても、開設の法的効果は発生しないものと考える。

また、理容所又は美容所を衛生的に管理させるため、従業員の数が2人以上の場合は、理容所には管理理容師を、美容所には管理美容師を置かなければならないこととされて

いるが（理容師法第11条の4、美容師法第12条の3）、仮に重複届出を容認した場合には理容所及び美容所の双方を衛生的に管理できる者の資格を法律上位置づけることが必要となるものであり、こうした事態を現行法では想定していない。

さらに、理容師、美容師両資格保有者が勤務する施設に限って重複届出を容認した場合、両資格保有者が勤務することを前提にしていても、両業界では従業員の移り変わりが多いこと、理容師資格保有者及び美容師資格保有者のうち、両資格保有者の占める割合は極めて小さく、その確保は困難であることから、両資格を有する者が確保できない場合、それ以外の者が一時的に就労する可能性があり、実際には両資格保有者以外が勤務をし、理容師、美容師いずれかの資格しか持たない者が資格の範囲を超えて施術を行う事態が生じかねない。このことは、薬品に関する知識や顔そりの技術等、必要な知識や技術を身につけていないまま利用者へ施術を行うことになることから、結果的に衛生的な危害の発生や不適切な施術が行われることとなり、利用者に混乱をきたすとともに理容師、美容師に対する信頼を失うことにつながる。こうした事態を防ぐためには、有資格者であることを示す証明書などが必要になると考えられるが、このことについては、
1. で述べたように問題がある。

以上のことから、重複届出を認めることには法律上の問題もあり、法改正が必要な事項であるが、衛生水準の確保の点でも問題があり、その必要性・緊急性は乏しいものと考える。

3. 基本的なカット技術に特化した資格について

理容の業及び美容の業は、個々の知識・技術が相互に関連して総体としてサービスを提供していることから、養成課程においても、一部の側面を切り出して必要な知識・技術を付与するという考え方はなじまない。カットサービスにおいても理容、美容それぞれに固有の知識技術に基づいてカットを行うことでより利用者のニーズに応えることができるものであり、いわゆる基本的なカット技術に特化した資格のみでは十分なサービスの提供は困難であると考える。

また、理容所及び美容所においては、約25万人の理容師又は約43万人の美容師により国民の理容又は美容サービスへの需要に十分に応えており、必ずしも不足感があるわけではない。カットサービスについても既存の理容所及び美容所において十分に対応し、提供できるものである。こうした中で、カット専門資格の創設は、既に理容所及び

美容所で十分提供しているサービスについて資格の細分化をするのみで、いたずらに制度を複雑化するだけと考えている。

仮に、理容の業又は美容の業に共通する基本的なカット技術に特化した資格を新設したとしても、理容業・美容業はその多くが小規模経営であることから、理容師・美容師の業務の一部しかできないカット技術に特化した資格を有する者を必要な人材としてどの程度求人するかの見込みは立ちがたく、長期的かつ安定して雇用が確保できる保障もない。

さらに、カット技術に特化した資格を有する者が業務に従事しながら、その後、理容師・美容師の資格を取得することは容易なことではない。そのため、カット技術に特化した資格を有する者は、一般的に理容・美容全体の知識を持たない低技能の資格者にとどまることになり、理容業・美容業として必要な職業能力を高める発展性は難しく、また、新たに開業し持続的な営業を行うことは困難と考えられる。さらに、業務独占資格でありながら、全ての理容業又は美容業の業務を行えず、一部のカット専門の店でしか働けない者を作り出すということになることから、理容業・美容業における資格としては不適当と考えている。

また、カット技術に特化した資格を設けた場合に理容所、美容所において自らの資格を超えた業務を行うことを防ぐことは極めて困難である。名札の着用等の措置については、1.に掲げたとおりであるが、カット資格のみを有している者が理容所及び美容所でカット行為だけをやっているのかを確認することは困難であり、個々の行為を常時監視できないため、資格範囲を超えた施術が横行することとなりかねず、衛生水準の確保が困難であるばかりでなく、理容業・美容業に携わる者の質の大幅な低下を招き、理容師・美容師の資格自体の信頼を損なうおそれがあることから、適切ではない。

以上より、現行制度で十分に対応できている中で、法律改正を必要とするような、いわゆるカット専門資格という新たな資格制度を創設することは、衛生水準の確保でも問題があり、必要性・緊急性に乏しいと考える。

以 上